

(写)

8茅環政第5号
令和8年7月31日

茅ヶ崎市環境審議会 会長 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和8年度版）について（諮問）

このことについて、茅ヶ崎市環境基本条例（平成8年茅ヶ崎市条例第25号）第21条の規定により、貴審議会の意見をいただきたく、市民意見を付し、次のとおり諮問します。

1 諮問する事項

茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和8年度版）について

2 添付書類

- ・茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和8年度版）
- ・茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和8年度版）に対する市民意見

なお、答申は令和8年11月30日（月）までに御提出くださるようお願いいたします。

（事務担当 環境部 環境政策課 環境政策担当）

「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和 8 年度版）」に対する市民意見

- 1 募集期間 令和8年7月1（水）～ 7月15日（水）
- 2 意見の件数 45件
- 3 意見提出者数 4人
- 4 内容別の意見件数

項 目	件 数
全般	2件
政策目標1 自然と人が共生するまち	37件
政策目標2 良好な生活環境が保全されているまち	2件
政策目標3 資源を大切に作る循環型のまち	1件
政策目標4 気候変動に対応できるまち	1件
政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまち	0件
資料編	2件
合計	45件

5 意見の内容

全般について

No.	ページ	意見の内容
1	全般	環境への提言 1 環境と保護－ヒトと気候変動－ 環境には歌(*1)があるのを気付く事は幸いである。それは鳥のさえずりや風と枝葉のそよぎ、波のさざめき、雷の轟きは、国歌や民謡、宗教歌で環境を社会と暮らしに適応(*2)させ自主的に治め営むのが古代からある様で(*3)、メソポタミアでは『セイキロスの墓碑銘』(Seikilos Epitaph)と云う。B.C1300 年の歌が国際で最古の歌なのだそう。この歌でも墓碑銘にあるのだから(*4)人と人の関係性、それも相互の関係性に平和を願うのは、環境への提言に似ている。このような事は、子どもをあやして寝かし付ける(*6)時も安心して休める様に親は休まず(*5)にして、親は唄に慣れた音程を半分眠りながら、環境もまどろむのだ。 このような人類普遍的な精神保健は、平等を気付かせ平和を実感するので、自然から得られる現象や人々が紡いだ事象を保存しており、安全を確認するので安心する。これは精神の応急(*7)にある取組みで、泣く子どもへは処置(*7)として、母親が物事・出来事を取りはからい決まりをつけるものである。しかし、もしもの事態、子ども達が皆で泣き出す様な時(*8)、その気候変化は、その原因として挙げられるのは(*9)、①地殻の変動で大きい山脈や海溝が出来ることで気温と陸海の変化②大気の組成と浮遊物の変化③太陽エネルギーの変化④太陽と地球の天文学的計測による変化があり、全ての理由がその場合に無いとは言えない問題に環境への提言は、そもそも法律がある関係性の言及には気候要素が表現される事(*10)黙秘裏にする事も無い。公共の福祉への平和を奨励するのを(*11)知識で協力を促進する必然があります。そして人間の理性には説明責任があり、断罪主義の違勘によらず、論議が理解に近接するのは環境の正義で平等の主張を享有する。

		参考文献、資料> *1 茅ヶ崎市役所東玄関入口 市民憲章 と 環境の自然音 *2 茅ヶ崎市例規集①P.201-207 *3 グーグル検策 キーワード「古代・最古のうた」セイキロスの墓碑銘 *4 日本国前文 美濃部達吉「憲法講話」岩波書店 *5 持続可能な開発目標「国際条約集 2022」有斐閣 P.881 *6 ブリタニカ 国際大百科事典 キワード「子守歌」 2011 *7 広辞苑第 6 版 岩波書店 キーワード「しょち」「おうきゅう」 *8 ルドウィッヒ・ベームルマンズ、訳：瀬田貞二「げんきなマドレーヌ」 偕成社 P.45 *9 世界大百科事典 6「カヘナ〜キス」P.644 キーワード「きこうへんか・ きこうようそ」 *10 ハイデッガー「真実について」 *11 友好関係原則宣言、ユネスコ憲章第 1 条(b)(c)P.577、「国際条約集 2022」
2	1	最下行：用語集記載の*印が見にくい。もっと強調して。

政策目標 1 自然と人が共生するまち について

No.	ページ	意見の内容
3	9	政策目標 1（10 年後の茅ヶ崎市のイメージ）自然と人が共生するまちに記載の「多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります」について、環境に復元ではなく再生である。（より正確な表記に）
4	9	政策指標③について、緑地面積が増えることはないと確信できる。こんな施策だけの目標には無理があると思う。
5	9	政策指標④⑤の数値について、現状を知らせないでアンケート調査をしているのだからで、何も指標にはならない。
6	9	参考データ「土地利用現況調査における自然的土地利用の割合」について、どんどん減少している。これはどうするのか。
7	10	参考データ「みどりの保全地区面積」について、この施策は、計画を作る時も茅ヶ崎市では今は無理があると進言したが、そのまま取り入れ、できると言われていた。保全のためには、できない施策ではなく、できる施策を考えてほしい。
8	10	令和 7 年度実績の事業評価の課題で、特別緑地保全地区の指定について、指定の継続・見直しの整理が求められているとある。昨年度にも、指定の継続・見直しなどが課題としとしている。 P.11 施策①の「主な取り組み実施状況」について、令和 6 年度の主な取り組み実施状況では、「みどりの保全に向けた手法の検討を再開した」と記載していたが、その検討結果はどうなったのか令和 7 年度の主な取り組み実施状況に記載がないまま、今度は「新規指定の方向性を示すため、計画改定に合わせて検討を再開」と記載している。どこまで進んだのか、記載してほしい。

9	11	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「特別緑地保全地区の指定の推進」について、土砂災害特別警戒区域の指定が解除されるとは思えない。計画改定に併せてと書かれているが、丁寧な説明が必要と考える。この表記では何も検討されず放置しているとしか思えない。計画とは何の計画なのか、土砂災害特別計画区域と特別緑地保全地区予定地が重なるが、どのような影響があるのか、それが何故特別緑地保全地区指定の検討を休止することにつながるのか、わかるように説明してほしい。
10	11	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保安全管理の推進」について、同じ特別緑地保全地区にも関わらず、清水谷は年間約 45 回、延べ 334 人が保全作業をしている。しかし、赤羽根字十三図周辺は、年間 4 回で計 34 人しか参加していない。これで良いのか。それに 1 年間の計画もなく、次に行くと元に戻っているということが繰り返され、だんだん悪くなっていくばかりだ。根本的な取り組み方の変更が必要と思う。
11	11	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保安全管理の推進」について、行谷のミティゲーションは何回ほど実施し、その後の管理はだれが行っているのか、大丈夫なのか、記載してほしい。
12	11	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保安全管理の推進」について、柳島の貴重な植物の生育地が保全されていると記載があるが、だれが保全作業を実施しているのか。
13	11	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保安全管理の推進」について、長谷は市内唯一貧栄養で乾燥した草地環境が広がっている場所。盛り土されたが少しは残っている。それを保全しているという姿勢が見えない。その時に移植した植物はどうなっているのか、市民と一緒に移植した植物、景観みどり課が単独で移植した植物の保全と管理の状況も書いてほしい。 また、コア地域なので、草地環境だけでなく、まとまりのある樹林地も貴重。どのように保安全管理しているのか。一部除草だけでは不明瞭である。
14	12	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「北部地区の緑地に対する維持管理」について、赤羽根 5 図の斜面林は、寄付されてから 10 年以上が経過しており、大切な斜面林として責任を持って保全すべきである。今後の保全方法を示してほしい。
15	12	施策①令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「北部地区の緑地に対する維持管理」について、行谷の樹林が寄付されたが、その保全方法も明らかにしてほしい。
16	14	施策指標③④現況値の「※2」の記述はおかしいと思います。施策目標であり、自然環境評価調査の市民調査員は報酬ももらっているのだから、調査は実施すべきだったのではないかと。今後はどうするのか、具体的に示してほしい。
17	14	施策指標③④について、調査できなかった、陸域・水域での特定外来生物 23 種を教えてください。 茅ヶ崎市の HP では見つかりませんでした。調査できなかったのは、もともと情報がいきわたっていないためではないでしょうか。いきなり調査は難しいと思う。
18	14	※2 の説明で記載の「ナガエツルノゲイトウ」は、緊急対策外来種であり、かつ特定外来生物にも指定されている事を明記する。(以後 10 か所以上全て修正追加)

19	14	令和 7 年度実績の事業評価について、成果で記載している「緑化指導」は全く実施されていないのでは。
20	14	令和 7 年度実績の事業評価について、課題として、あげられているものは毎年記載されているものであり、いつ現実には実施されるのか、日程を示してほしい。
21	15	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査の実施と調査員の養成」について、大勢の市民の方が参加されたのはよかったと思うが、育成講座の成果なのかがこの表現ではよくわからない。 育成講座は社会教育課の公民館、博物館を活用して、ある程度回数を実施し、目を養う必要がある。景観みどり課だけでは難しいのでは。 また、今回の調査結果の分析など講座を行ってほしい。 役所のロビーの展示を見たが、コア地域の大切さが伝わらない。中途半端で残念。 今後指標種、希少種を減らさないにはどうすべきか、市民全体で考えられる場がほしい。環境フェアでの開催を提案する。
22	15	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査の実施と調査員の養成」について、調査は実施されたが、それが不十分なものだった場合、何を基本にするのかわからなくなる。この結果を押し付けないでほしい。
23	15	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「自然環境評価調査の実施と調査員の養成」について、団体が参加できるなどは、募集時に説明もなかった。不透明な運営の仕方ではなく、今後はしっかりと市民参加で意見交換をして行ってほしい。
24	15	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「外来種に関する情報発信や拡散防止の推進」について、相模川河川敷の市占用区域内については、「相模川の河畔林を守る会」でもオオブタクサやセイタカアワダチソウ、コセンダングサなどの駆除を行っている。
25	15	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「外来種に関する情報発信や拡散防止の推進」について、ナガエツルノゲイトウに関しては、「駒寄川水と緑と風の会」が毎年数回駆除を実施しており、撲滅できないので、浚渫をお願いしているが実施されていない。
26	15	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「開発行為に伴う指標種等への対応（ミティゲーションの実施）」について、記載されているミティゲーションの内容はきちんと資料として残し、職員が変わっても続けて保全ができる状態なのか、確認しているのか、疑問である。保全ができていく場所や、すでに無くなったものもある。今後の方針を聞きたい。
27	15	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「緑化ガイドラインの作成」について、緑化ガイドラインの策定に向けた検討は、いつ中止していつ再開したのか。またその理由は。
28	15	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「緑化ガイドラインの作成」について、毎年同じ記載ではなく、どこまで検討されたのか、説明する必要がある。
29	15	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「緑化ガイドラインの作成」について、これも何年も前から放置された計画である。 トキワツユクサ、オオキンケイギク、オオハンゴウソウなどは、特定外来生物であり、園芸種として入ってきたものと想像できる。見た目がいいし、きれいな植物なので、他の場所で増やしたいと思う人がいても不思議ではない。そういう人が増えないように、早急に緑化ガイドラインを作成し、今後に備えてほしい。

30	17	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「生物多様性に関する情報発信」について、私は SNS はやっていません。そういう人はどうしたら情報を受け取れるのでしょうか。取りこぼれる人がいないように情報は発信していただきたい。
31	17	施策②令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「生物多様性に関する情報発信」で記載している「外来種の啓発等に関する情報発信」とは具体的にどこか。（同様な表記があるが、具体的な行動内容が不明）
32	18	令和 7 年度実績の事業評価の課題について、同じことが前年も記載されている。どんな見直しがあったのか、されなかったのか、記載すべきである。
33	18	令和 7 年度実績の事業評価の課題について、前年、南側の地域のみどり回復に向けた新たな取り組みが必要とあるが、どのような取り組みを行い、どのような効果があったのか。
34	19	令和 7 年度実績の事業評価に記載の「公園緑地等の維持管理」について、西久保付近の高速道路の下、側道そばの公園の土の部分で、人工物で固められてしまった。草が生えないようになっていて、あれでは雨水は浸透しないし、昆虫も野鳥も来ない。当然緑被面積も減っていると思うが、公園緑地課はこの現状をどのように考えているのか。こんなことはやめてほしい。草刈りをボランティアでしてくれるような仕組みをつくってほしい。
35	20	令和 7 年度実績の事業評価について、課題の中で「流路の確保については必要に応じて浚渫等を実施するとともに、県との連携のもと事業を着実に継続していくことが重要な課題となっている」と記載がある。駒寄川では、市民団体がナガエツルノゲイトウを除去しているが、土の中に埋まっているものもあり、浚渫をしてほしいと要望しているが、すでに 2 年近くが過ぎている。重要な課題ならば、早急に実施してほしい。
36	21	施策⑤令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「千ノ川・駒寄川の除草などの維持管理」に記載の駒寄川のナガエツルノゲイトウについて、繁茂の確認だけでは、どうにもならない。今のところ市民団体「駒寄川水と緑と風の会」が抜き取り作業を年に 4 回ほど行い、下水道河川管理課の皆さんがゴミとして処理していただいている。ナガエツルノゲイトウ除去を目的とした浚渫を早急に行ってほしいと思う。数年続けて浚渫してもらいたい。
37	23	施策⑥令和 7 年度の主な取り組み実施状況の「援農ボランティア制度の活用」について、この制度は重要だと思うが、実際に話を聞くと、援農ボランティアに不安があるとの声がある。もう少し農家が安心できるシステムが構築できないのか、考えてほしい。
38	24	第 4 回茅ヶ崎市自然環境評価調査について、この調査の結果で保全の施策を進めないでほしい。

39	24	評価調査お疲れ様でした。第3回と今回の調査を比較しているが、今回の調査は団体、作業中、一人で見たものもOKにしたようである。前回の調査の形態とまったく違うし、比較にならないと思われる。 保全作業していると様々な動植物の発見がある。それも調査の記録としてOKにしているのは差がありすぎると考えられる。清水谷は保全作業をしているが、調査員が参加していない。行谷の一部、赤羽根十三図の一部は、保全作業をしていて、調査員がいる。保全作業をしていて調査員が見つけたものはOKにするというのは、公平な調査とは言えない。行谷と赤羽根十三図の指標種の数が増えるのは当たり前と考えられる。前述したが、第3回とは比較にならない。 団体参加がOKならば、保全作業をしている市民団体にも声をかけたら、結果は異なったと思う。 この調査を基に「管理状況の変化によって草地の生きものが減少した」と書かれているが疑問。ここ数年の少雨、高温の夏など温暖化の影響もあると思う。 また資料として市民活動団体に指標種を提出させているが、今回評価調査した結果と異なるものがある。何故環境政策課は市民団体に指標種を聞いたのか、理由をお聞きしたい。
----	----	--

政策目標2 良好な生活環境が保全されているまち について

No.	ページ	意見の内容
40	28	施策⑧健全な水循環の維持では、今、話題の「ピーファス(PFAS)有機フッ素化合物」についての言及が必要では。
41	30	施策⑨地域での生活環境の保全生について、生活環境は騒音だけではない。大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤地下についての言及が必要では。

政策目標3 資源を大切に作る循環型のまち について

No.	ページ	意見の内容
42	38	施策⑫4Rの推進について、導入部で、4R「リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル」の意味を十分に説明して、用語集での説明は全て削除する。

政策目標4 気候変動に対応できるまち について

No.	ページ	意見の内容
43	56	施策⑭自然災害対策の推進について、「環境」と「防災、減災」との関連性については再考する必要がある。環境省はグリーンインフラの整備とか生態系の活用をあげているが、関連性が弱く、再考すべきでは。

資料編 について

No.	ページ	意見の内容
44	資-55	環境基準について、説明文は最初の5行のみでOK。以下は削除。
45	資-57	生物多様性について、説明文が幼稚すぎる。 (案)地球上の多様な生きものが互いに繋がり、支え合っている状態。生態系、種、遺伝子レベルでの多様性が必須となる。